

施策No.	政策名	みんなで築く自治のまちづくり	主管課	市民課	主管課長名	市民課
6-2	施策名	人権尊重のまちづくり	関係課	生活環境課、生涯学習課、学校教育課、社会福祉課		

1. 施策の目的と成果把握

目的	施策の対象	対象指標名	単位	区分	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	
	市民	①桜川市人口		人	見込値	41,278	41,008	40,027	39,571	38,957
実績値					41,278	40,483	39,692			
見込値										
実績値										
人権への意識が高くなり、人権が守られている。		③施策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合		%	目標値	73.0	74.0	75.0	76.0	77.0
					実績値	72.5	73.6	68.0		
					目標値	31.0	32.0	33.0	34.0	35.0
					実績値	23.2	23.1	24.8		
					目標値	23.6	25.2	26.8	28.5	30.1
					実績値	19.4	20.5	22.2		
					目標値					
					実績値					
成果指標設定の考え方	○施策意図の「人権への意識が高くなり」については、③「施策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合」で把握する。 「人権が守られている」については、①「個人の権利が保護されて守られていると感じた市民の割合」、②「男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合」で把握する。									
成果指標の把握方法及算定式等	○対象の人口は、毎年10月1日の常住人口。 ○①個人の権利が保護されて守られていると感じた市民の割合、②男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合は、市民アンケートより求める。 ③施策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合は、地方自治法(第202条の3)に基づく審議会等の女性の登用調査より求める。									

2. 施策の成果水準とその背景・要因

1) 現状の成果水準と時系列比較(現状の水準は以前からみて成果は向上したのか、低下したのか、その要因は?)			
実績比較	<input type="checkbox"/> 成果がかなり向上した	<input checked="" type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば向上した	<input type="checkbox"/> 成果がほとんど変わらない(横ばい状態)
	<input type="checkbox"/> 成果がどちらかといえば低下した	<input type="checkbox"/> 成果がかなり低下した	
背景・要因	<ul style="list-style-type: none"> 個人の権利が保護されて守られていると感じた市民の割合は、平成30年度は73.6%、令和元年度は68.0%で5.6%下がった。 男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合は、平成30年度は23.1%、令和元年度は24.8%で1.7%上昇した。 施策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合は、平成30年度は20.5%、令和元年度は22.2%で1.7%上昇した。 アンケート結果から人権に対する意識が低下してしまった。その一方で性別に対する意識や女性の選出は上昇傾向にある。 		
2) 成果目標の達成状況			
実績比較	<input type="checkbox"/> 目標値のすべてを上回った	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を上回った	<input type="checkbox"/> 目標値どおりの成果であった
	<input type="checkbox"/> 一部の成果指標で目標値を下回った	<input checked="" type="checkbox"/> 目標値のすべてを下回った	
背景・要因	<ul style="list-style-type: none"> 個人の権利が保護されて守られていると感じた市民の割合は、令和元年度目標値75.0%に対し、68.0%となり、7.0%下回った。 男女の地位が平等になっていると感じる市民の割合は、令和元年度目標値33.0%に対し、24.8%となり、8.2%下回った。 施策決定の場(審議会・委員会)の女性の進出の割合は、令和元年度目標値26.8%に対し、22.2%となり、4.6%下回った。 実績の要因としては、女性の積極的な社会進出や高齢化など社会環境の変動が著しい中、多くのトラブルや悩みに直面する機会も増えていると考えられる。 		

3. 施策の成果実績に対しての総括と今後の課題・方針

施策の成果実績に対しての総括	今後の課題・方針
<ul style="list-style-type: none"> 「人権相談」では、窓口開設だけでなく、いつでも対応できる電話相談窓口も積極的なPRを実施した。 「社会を明るくする運動事業」では街頭キャンペーンに学生にも参加してもらい、啓発品やリーフレットを配布し、直接市民に訴えかける活動を行った。 「同和対策推進事業」では同和問題の理解と認識を深めるため市職員並びに教職員に研修会へ参加してもらい意識の向上を図った。 市内小中学校を対象に、人権について考える勉強会や作文コンテストに応募を依頼することで、基本的権利に対して向き合うきっかけづくりを行い、子どもたちの意識向上を図ることができた。 いばらきパートナーシップ宣誓制度発足に伴い、LGBT研修会への積極的な参加並びに市の手続き書類に関して性別欄削除などを行った。 	<ul style="list-style-type: none"> 「基本的権利の尊重」とは、安心安全で住みやすいまちづくりを目指し、個人の尊厳を守る地域社会にするための意識啓発活動が重要である。 近年では、いじめだけでなく親の養育放棄や虐待・学校での体罰、SNSによる誹謗中傷など子どもの権利を守るために必要な情報提供(教室)と困ったときに気軽に相談できるしくみが必要である。 LGBTや高齢者生活支援など複雑化・多様化する権利問題に対応するためのスキルアップと関係機関との連携強化を図ること、社会的な意識啓発の普及活動が必要である。